

長野県犯罪被害者等支援条例

逐条解説

令和5年3月／初版

長野県県民文化部人権・男女共同参画課

目次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (定義)	2
第3条 (基本理念)	4
第4条 (県の責務)	6
第5条 (県民の役割)	6
第6条 (事業者の役割)	7
第7条 (民間支援団体の役割)	8
第8条 (支援に関する計画)	9
第9条 (支援体制の整備)	10
第10条 (個人情報適切な管理)	11
第11条 (財政上の措置)	11
第2章 基本的施策	12
第12条 (相談及び情報の提供等)	12
第13条 (心身に受けた影響からの回復)	13
第14条 (日常生活の支援)	14
第15条 (安全の確保)	15
第16条 (居住の安定)	16
第17条 (雇用の安定)	17
第18条 (経済的負担の軽減)	17
第19条 (損害賠償請求に関する情報の提供)	18
第20条 (刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)	18
第21条 (県民の理解の増進)	19
第22条 (学校における教育)	19
第23条 (民間支援団体に対する支援)	20
第24条 (人材の育成)	20

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、本条例の目的を明らかにしたものです。

本条例が目指すものは、「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護」、「誰もが安心して暮らすことができる社会の実現」です。

また、本条例は、条例施行日となる令和4年4月1日以降、県として犯罪被害者等支援施策をどのような方向性で推進していくかを示したものであり、県の責務のほか、県民、事業者、民間支援団体の役割など基本となる事項を定めるもので、県民等に義務を課し、あるいは権利を制限することを内容とし、その実効性の担保として規制を課す、罰則を設けるといった「規制条例」ではありません。

- 1 「犯罪被害者等」については、第2条第1項第2号で定義しています。
- 2 「県」とは、地方自治法第1条の3第2項に規定する普通地方公共団体としての長野県を規定したもので、知事部局、教育委員会、公安委員会を含んだものをいいます。
- 3 「県民」とは、長野県内に住所を有する自然人をいいます。
- 4 「犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進」とは、支援に関する計画(第8条に規定)を定め、当該計画に基づき、各施策を実施することにより、犯罪被害者等支援を推進することをいいます。
- 5 「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護」は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援に関する県民等の理解と協力のもと、「犯罪被害者等支援の基本となる事項」(第2章に規定)の実施を通じて図ることとなります。

犯罪等の被害には、誰もが突然遭う可能性があり、被害者等は心身への直接的な被害だけでなく、長期間にわたる精神的、経済的負担や周囲の者からの二次被害等様々な問題に苦しめられます。犯罪被害者等の方々が抱える様々な問題に対応するためには、関係機関が連携し、被害者等の状況に応じた適切かつ途切れない支援が必要です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷^{ひぼう}、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

【解説】

本条は、本条例における主要な用語についての定義をするものです。

- 1 「犯罪等」とは、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に定める行為と同じです。
- 2 「犯罪」とは、個人の生命、身体又は財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科される行為をいいます。具体的には、殺人、傷害、強盗、暴行、強制性交、詐欺、交通犯罪、監禁、誘拐などが挙げられます。
- 3 「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科される行為ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。例えば、以下のような行為が該当します。
 - (1) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に規定されているつきまとい等で、反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される、不安を覚えさせる行為。具体的には、特定の人に対して、つきまとい、見張りをするなど、不安を抱かせること。
 - (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」に規定されている「身体に対する暴力又はこれに準ずる心

身に有害な影響を及ぼす言動」、人格を否定するような暴言などの精神的暴力、性的暴力。

(3) 「児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）」に規定されている「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等、適切な食事を与えず、子どもの健康・安全への配慮を怠ること。

4 「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指します。害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、確定判決の有無、犯罪等を受けた場所等の限定はありません。

ただし、本条例は、県が実施する支援施策の基本的方向性を定めたものであり、どのような犯罪被害者等を対象にどのような支援を行うかは、個々の施策に委ねられます。

5 「二次被害」とは、犯罪被害者等が直接的な被害を受けた後に受ける「精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等」をいいます。犯罪被害者等の周囲の者による配慮に欠ける言動、偏見、誹謗中傷や行政機関の窓口等における犯罪被害者等が置かれている状況についての無理解などが二次被害の原因になります。二次被害は、犯罪被害者等にとって深刻な問題であり、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減等の妨げとなるものです。

6 「再被害」とは、犯罪被害者等が、同じ加害者から再び危害を加えられることをいいます。犯罪被害者等は、再被害を受けることで、より重大な結果が生じたり、再び被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられたりすることがあります。

7 「民間支援団体」とは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）」第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体を始め、犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする被害者等の自助グループ、NPO 法人等で、長野県内で活動している団体をいいます。

被害者や遺族の心情への配慮に欠ける言動の例

- 「いつまでも落ち込んでいないで」、「仕事に打ち込めば忘れられる」、「落ち度があつたから被害に遭つた」、「あなたのせいで地域の安心が脅かされた」といった発言
- 過度に遠巻きにする態度、報道や噂をうのみにした偏見に満ちた態度、報道機関等の取材に対する被害者等のプライベート情報や憶測での感想の提供 など

被害者や遺族は、ある日突然直面する困難に戸惑い、大きな不安を感じます。本人が今どうしたいかを尊重し、できる範囲で寄り添う姿勢と気持ちで接することが被害者等の二次被害を防止するとともに被害からの回復を手助けすることに繋がります。

(基本理念)

- 第3条** 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で行われなければならない。

【解説】

本条は、犯罪被害者等基本法を踏まえ、犯罪被害者等支援を推進するに当たって基本となる考え方で、犯罪被害者等支援に関わる全ての主体が共有すべきものとして定めています。

- 1 「犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重される」とは、憲法第13条に規定される個人の尊重を受けたものです。

憲法に規定する個人の尊重の理念は、犯罪被害者等についても当然に尊重されるべきものであり、犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点を据えて実施すべきことを定めています。

- 2 「犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ」とは、犯罪被害者等が置かれている状況や事情は千差万別であり、犯罪被害者等のための施策を一律に講じることは適当でないことから、当該犯罪被害者等が直面している具体的状況に応じて、必要かつ有効な施策を適切に講ずべきことを明らかにしています。

犯罪被害者等が受ける被害は、生命に対する被害か、身体に対する被害か、精神的な被害か、財産的被害かというように、被害の内容が異なります。また、犯罪被害者等の年齢、性別、家庭の状況、住居の状況、経済的状況、就労状況など、犯罪被害者等が置かれている状況にも差異があります。さらに、時間の経過とともに、犯罪被害者等が直面する問題も様々に変化します。

犯罪被害者等支援に当たっては、個々の犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握して、その変化にも十分に留意しながら、適切に実施される必要があります。

す。

- 3 「必要な支援が迅速かつ公正に行われ、かつ、途切れることなく提供される」とは、犯罪被害者等の誰もが、必要な時に必要な場所で適切な支援を途切れることなく継続的に提供されるよう施策を講ずべきことを明らかにしたものです。

犯罪被害者等は、犯罪等により、それまで享受していた平穏な生活が破壊され、本来有している能力を発揮することが困難となり、自らの力だけでは回復困難な状況に陥ります。さらに、生活を再建するまでには長期間を要し、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変容し、それに伴い、必要とする支援内容も変化します。

こうした事情がある中で、適用される制度や担当する機関等が様々に替わることや地理的な制約等により制度や組織の継ぎ目に陥り、必要な支援等が途切れてしまうことが懸念されます。

そのため、犯罪被害者等支援は、制度や担当機関等が替わっても、連続性をもって実施される必要があります。

- 4 「国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関するものによる相互の連携及び協力の下で」とは、前記の支援が実現できるよう、犯罪被害者等支援に関するものが互いに連携及び協力して、犯罪被害者等のための施策を講ずべきことを明らかにしたものです。

犯罪被害者等のための施策は、特定の者や機関だけが担うものではありません。それぞれの者が、それぞれの立場における役割を果たしつつ、相互に連携、協力することで、適切な支援を行うことができます。

そのためにも日ごろから、それぞれの機関等が犯罪被害者等支援においてどのような役割を果たしているのか承知するとともに、適切に連携、協力できる関係性の構築が必要です。

犯罪被害者等の個人の尊厳を守るためには、犯罪被害者等のプライバシーの確保に配慮することが必要です。

氏名、住所、職場や学校名、家族情報などの個人情報暴露されたり、容姿等を無断で撮影され勝手に公表されたりすると私生活の平穏が害され、恐怖を覚えるものです。特に、犯罪被害者等にとっては、困難な状況をさらに悪化させ、二次被害・再被害を引き起こす恐れがあります。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものとの適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等基本法第5条に規定する「地方公共団体の責務」を踏まえ、犯罪被害者等支援における県の責務を定めるものです。

「犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」の具体については、第8条以降において定めています。

また、犯罪被害者等の支援に当たっては、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の果たす役割は大変重要となることから、市町村の犯罪被害者等支援に関する施策の策定、実施に当たり、広域自治体である県として、必要な支援を行っていく旨を定めています。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等基本法第6条に規定する「国民の責務」を踏まえ、犯罪被害者等の支援における県民に期待する役割を定めるものです。

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、二次被害により大きな精神的苦痛等を受け、被害からの回復が遅れることも少なくありません。地域社会を構成する住民一人一人が犯罪被害者等の二次被害や孤立の防止、被害からの回復、生活再建の担い手となることができるよう、県民には、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性などについて理解すること、二次被害が生じることがないよう配慮すること、県が実施する犯罪被害者等支援に協力すること等の役割が期待されます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等支援において事業者に期待する役割を定めるものです。

「事業者」とは、長野県内において、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為を行うもの全般をいい、営利か非営利、個人か法人、県内における本店や事業所の設置の有無及び業種を問いません。

事業者が事業活動を行う中では、「従業員等が犯罪被害者等になった場合」や「犯罪被害者等と接する場合」が考えられます。そのような場合に、二次被害や再被害が生じることのないよう十分な配慮をすること、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力することを求めるものです。また、事業者には、従業員等を対象として、犯罪被害者等支援に対する理解を深めるための広報、啓発や研修の実施等が期待されます。

犯罪被害者等となった従業員等は、犯罪等の被害による心身への影響や裁判手続きへの対応等、様々な要因によって仕事を休まざるを得なくなることや、働き続けることができなくなる場合があります。事業者には、犯罪被害者等になった従業員等が必要な時に休暇を取得し、就労を継続することができるようにするため、就業規則等の整備、勤務体制の見直し等の職場環境を整備するほか、職場での人間関係について配慮すること等の役割が期待されます。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等支援において民間支援団体に期待する役割を定めるものです。

民間支援団体は、犯罪被害者等の様々なニーズに対して、

- ・ 専門的な研修を受けた相談員が、犯罪被害者等からの相談を受けること
- ・ 犯罪被害者等に対する警察、検察庁、裁判所等への付添い支援
- ・ 犯罪被害者等が受けることができる支援等の情報提供
- ・ 犯罪被害者等支援への理解を促進するための広報啓発活動

等の活動に取り組んでおり、今後の支援施策を進めていくうえでも引き続き大きな役割を果たすことを期待するものです。

民間支援団体である「認定特定非営利活動法人 **長野犯罪被害者支援センター***」では、電話やメールによる相談だけではなく、検察や裁判所、その他の関係機関への同行支援や専門的知識をもつスタッフによるカウンセリングなどを行っています。

相談内容などの秘密は守られ、相談費用は一切かかりません。匿名での相談も可能です。

相談電話 026-233-7830

受付時間 10:00~16:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)

*長野県犯罪被害者支援センターは、長野県公安委員会から被害者支援を適正かつ確実に行うことができる団体として指定を受けた「犯罪被害者等早期援助団体」です。

(支援に関する計画)

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画の策定に当たっては、県民及び犯罪被害者等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

【解説】

本条は、犯罪被害者等支援に関する計画（推進計画）について定めるものです。

「推進計画」は、犯罪被害者等基本法や国の犯罪被害者等基本計画を踏まえ、本県における犯罪被害者等支援施策の基本方針、具体的施策及び犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項について、県民や犯罪被害者等の意見を反映し、定めることとしています。

また、「推進計画」を定めたときは、県公式サイト等で公表することとしています。

（支援体制の整備）

第9条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

2 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村及び民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案による犯罪被害者等を支援する体制を整備し、必要な支援を行うものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等支援が、県のほか、国、市町村、民間支援団体等様々な主体に及ぶことが想定されるため、関係する機関等が相互に連携を図りながら協力する体制を整備することを定めるものです。

県は、犯罪被害者等への支援が適切に、途切れることなく提供されるよう、それぞれの関係機関等が実施している支援施策について共有するとともに、相互に連携、協力することができる体制の構築に努めています。

死傷者が多数に上る事案等の重大な事案が発生した場合には、関係機関等の速やかな連携、協力が一層欠かせないことから、そのために必要な体制の整備等についても定めています。

(個人情報適切な管理)

第10条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 県は、犯罪被害者等支援を担う人材に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等支援を担う人材に対し、犯罪被害者等支援に係る個人情報の適切な管理について定めるものです。

県が施策を実施するに当たり、個人情報を適切に管理することは大変重要です。犯罪被害者等の支援の際に把握した犯罪被害者等に係る個人情報を外部に流出することのないよう適切に管理することが必要です。

また、犯罪被害者等支援に必要な施策は多岐にわたり、それぞれの施策を所管している所属が相互に連携し、施策を実施していくことが想定されます。その際、犯罪被害者等に係る個人情報について、それぞれの所属において適切に管理する必要があります。

県以外の犯罪被害者等支援を担う者についても同様に適切に管理する必要があることから、県が犯罪被害者等支援を担う者に対し、犯罪被害者等に係る個人情報について、県に準じて適切に管理するよう求めることを定めています。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等支援を推進するため、県として必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めるものです。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第12条 県は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士の助言を受ける機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、基本的施策のうち、犯罪被害者等からの相談への対応及び犯罪被害者等への情報の提供等について定めるものです。

思いがけず被害に見舞われた犯罪被害者等は、被害直後から、保護、診療、告訴、事情聴取等の捜査への協力、公判の傍聴、損害賠償の請求、犯罪被害者等見舞金・給付金の申請、福祉制度利用のための申請、各種保険制度の給付申請等、様々な場面に遭遇し、その都度、判断し、行動しなくてはなりません。しかし、多くの犯罪被害者等は、経験や十分な知識があるわけではないことから、相談に応じるとともに、早期に適切な支援につながるよう必要な情報の提供や助言を行うこととしているものです。

- 1 「必要な情報の提供及び助言」とは、関係機関等が行う支援に関する情報、犯罪被害者等が利用できる制度に関する情報等の提供と、それらに関する助言をいいます。
- 2 「犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士の助言を受ける機会の確保」とは、犯罪被害者等が求める支援に際して専門的知識等を必要とする場合に、弁護士への法律相談の機会等の提供をいいます。

県では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族などからのご相談やお問い合わせに対応し、関係機関、関係団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、適切な支援を受けられるよう、総合的な対応を行っています。

相談電話 026-235-7106 (窓口：県民文化部人権・男女共同参画課)
受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日、年末年始を除く)

(心身に受けた影響からの回復)

第 13 条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の場合において、県は、犯罪被害者等が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

【解説】

本条は、基本的施策のうち、犯罪被害者等が、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策について定めるものです。これらのサービスには、市町村等が所管している施策も多くあることから、市町村等との適切な連携の下で取り組んでいくことが想定されています。

1 「保健医療サービスの提供」とは、医療相談、医療機関の紹介、医療費負担の軽減に係る情報の提供、臨床心理士等によるカウンセリングの実施等をいいます。

2 「福祉サービス」とは、生活保護や自立支援等をいいます。

犯罪被害者等が成長過程にある未成年者等である場合には、犯罪等により心身に受ける影響が成人より大きいこと等が想定されることから、その発達段階に応じて十分な配慮に努めることを規定しています。

(日常生活の支援)

第 14 条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等が早期に日常生活を営むことができるよう情報の提供等について定めるものです。

犯罪被害者等は、被害を受けることにより生活が一変し、それまでできていたことができなくなるなど、日常生活の維持が困難になることがあります。

犯罪被害者等の状況を丁寧に把握した上で、個々の事情に応じ、家事や育児・介護等の日常生活を支援する制度の活用などにより、支援していくことが必要です。

また、これらのサービスには、市町村等が所管している施策も多くあることから、市町村等との適切な連携の下で取り組んでいくことが想定されています。

(安全の確保)

第 15 条 県は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、基本的施策のうち、犯罪被害者等に対する周囲の者等からの二次被害、加害者からの再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護や施設への入所による保護、被害防止に関する助言等、安全の確保を最優先した支援を行うことを定めるものです。

- 1 「一時保護、施設への入所による保護」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」、「児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）」等における一時保護又は施設等への入所による保護をいいます。
- 2 「防犯に係る指導及び助言」とは、非常時の通報要領や親族宅への避難等、再被害を防止するための防犯指導等をいいます。
- 3 「個人情報の適切な取扱いの確保」とは、支援時に把握した犯罪被害者等に係る個人情報が流出しないようにすること、支援従事者に対し適切な情報管理を促すこと等をいいます。

(居住の安定)

第 16 条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに二次被害及び再被害を防止するため、県営住宅（県営住宅等に関する条例（昭和 35 年長野県条例第 33 号）第 2 条に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪等により、従前からの住居に居住することが困難になった犯罪被害者等が、二次被害及び再被害に脅かされることがなく、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅へ入居するために必要な支援を行うことを定めるものです。

- 1 「犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった」とは、現在居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合や、犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった場合等をいいます。
- 2 「県営住宅への入居における特別の配慮」とは、県営住宅における一般抽選に先立って抽選に参加できること等をいいます。

(雇用の安定)

第 17 条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪による被害をきっかけに退職や休職を余儀なくされることがあることから、事業者の犯罪被害者等に対する理解を深め、職場において犯罪被害者等を支えるための環境の整備や、二次被害の防止に向けた取組、就労の支援等を進めるため、事業者に対する啓発に取り組むことについて定めるものです。

「雇用の安定」とは、犯罪等の被害を受けたことによる裁判への出廷や治療のための通院等で欠勤することなどについて、事業者が職場環境の改善等を行うことにより、犯罪被害者等が働き続けることができるようにすること等をいいます。

(経済的負担の軽減)

第 18 条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、給付金の支給に努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等が被害直後に、医療費や葬儀費用、裁判費用などの予期しない経済的負担を強いられたり、生計維持者の死亡や退職、休職などで収入が減少してしまったりといった、経済的な困窮に陥る場合があることから、犯罪被害者等の経済的な負担の軽減を図るための施策について定めるものです。

- 1 「給付金の支給」とは、犯罪被害者等に直接金銭を給付することをいい、県では、「長野県犯罪被害者等見舞金」制度を設け、犯罪被害者の遺族や重傷病を負った被害者に対して見舞金を給付しています（令和4年4月1日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用）。
- 2 「経済的な助成に関する情報」とは、国、県、市町村等が実施する各種助成制度等の情報をいいます。

(損害賠償請求に関する情報の提供)

第 19 条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等が、損害賠償請求に関する訴訟を提起する際に必要な知識が少ない中、時間や労力等多くの負担を強いられることから、犯罪被害者等が行う損害賠償請求が適切かつ円滑に進むよう必要な情報の提供や助言等の支援を行うことを定めたものです。

支援としては、無料法律相談や法テラス等の紹介、検察庁や裁判所が行う刑事手続きに付随する損害賠償命令制度についての案内等があります。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第 20 条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等が、刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、必要な情報提供等の支援を行うことについて定めたものです。

犯罪被害者等は、被害直後から事情聴取や裁判への出廷等、刑事手続き上の様々な課題に直面します。それまで経験したことのない多岐にわたるこれらの対応は、犯罪被害者等にとって大きな負担になります。

犯罪被害者等の負担を軽減し、手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等のニーズに応じた捜査状況等についての情報提供等が考えられます。

（県民の理解の増進）

第 21 条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等を社会全体で支えることができるようにするため、犯罪被害者等支援の必要性等について、県民の理解の増進を図ることを定めるものです。

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解を深めるとともに、周囲の偏見や心ない言動等による二次被害を与えないなど、県民や事業者の理解と協力が不可欠です。

ポスターやパンフレット、ウェブサイト等様々な媒体を活用した広報、啓発のほか、機会を捉えて研修会や講演会等を開催すること等に取り組むこととしています。

（学校における教育）

第 22 条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、学校において、犯罪被害者等支援の必要性等についての理解を深めるとともに、犯罪被害者やその家族が安心して登校できるよう二次被害を防止する取組を進めることについて定めたものです。

「学校の設置者等」とは、「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）」第 1 条に規定する学校のほか、専修学校及び各種学校の設置者、学校長、教員等をいいます。

児童、生徒の学年に応じ、人権教育の授業や犯罪被害者等による講演などに取り組むこととしています。

(民間支援団体に対する支援)

第 23 条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等支援施策を進めていくうえで必要となる民間支援団体の取組を円滑に進めるため、民間支援団体への支援について定めるものです。

民間支援団体の活動は、犯罪被害者等の様々な状況に即した柔軟できめ細やかな支援が継続的に行われるなど、犯罪被害者等支援を推進する上で重要な役割を果たしています。

民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、民間支援団体の取組に必要な情報の提供や助言等を行うこととしています。

(人材の育成)

第 24 条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等支援に従事する人材の育成について定めています。

犯罪被害者等支援の充実を図るためには、県職員はもとより、市町村や関係機関、団体等において犯罪被害者等支援に従事する者が、支援施策全般について幅広く必要な知識を身につけることが求められます。また、犯罪被害者等に二次被害を生じさせることがないように、十分配慮しながら対応していくことが必要です。

そのため、研修会や講演会の開催等、犯罪被害者等支援に携わる人材を育成する取組を進めます。